

高圧ガス保安法に係る手続き等について

令和 4 年度高圧ガス保安講習会

令和 5 年 3 月 1 6 日

石狩振興局産業振興部商工労働観光課指導保安係

目 次

| | |
|--|----|
| 1. 令和4年高圧ガス保安法改正動向 | 3 |
| ○一般高圧ガス保安規則等の一部改正について（水素燃料電池自動車用 燃料装置用容器のうち大型車の充填可能期限延長等） | 3 |
| ○高圧ガス保安法等の一部改正について | 3 |
| ○容器保安規則等の一部改正について（一般複合容器に係る改正等） | 4 |
| ○冷凍保安規則等の一部改正について（冷凍則大臣認定試験者制度の創設等） | 5 |
| 2. 各申請・届出に係る提出期限及び標準処理期間 | 7 |
| 3. 各種申請・届出に対する注意事項 | 10 |
| 4. 手続きの押印・署名等の廃止について | 11 |
| 5. 高圧ガス保安法関係手数料【別表】 | 11 |
| 6. 事務処理フローチャート | 12 |
| 7. 事故届について | 14 |
| 8. 事故統計 | 16 |

1. 令和4年高圧ガス保安法改正動向

○ 一般高圧ガス保安規則等の一部改正について（水素燃料電池自動車用燃料装置用容器のうち大型車の充填可能期限延長等）

改正：令和4年6月22日／施行：令和4年6月22日

【改正内容】

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則第134号（UNR134）が改正された。

具体的には、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち大型車に用いるものについて充填可能期限を15年から20年まで延長することや、型式承認を得た容器の設計の一部を変更する場合に要求される試験項目を明確化すること等が改正となるため、それに伴い国内の法令を整合させる観点から、関係法令である一般高圧ガス保安規則等の一部が改正された。

【改正省令等】

- ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）
- ・ コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）
- ・ 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年経済産業省告示第184号）
- ・ 高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）

【参考資料】

改正内容へのリンク（経済産業省HP）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/06/20220627_kouatsu_1.html

○ 高圧ガス保安法等の一部改正について

改正：令和4年6月22日／施行：令和4年9月1日

近年、産業保安分野において、革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足、電力の供給構造の変化、災害の激甚化・頻発化、気候変動問題への対

応の要請など、様々な環境変化が生じており、これらを踏まえた保安規制の見直しのための改正。

【改正の内容】

- ① 燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の適用除外
- ② 認定高度保安実施者に係る認定制度の創設
- ③ サイバーセキュリティに関する重大な事態が生じた場合等に係る調査の要請
- ④ 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者に係る認定制度の廃止

【改正法令等】

- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）

【参考資料】

改正内容へのリンク（経済産業省HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304004/20220304004.html>

○ 容器保安規則等の一部改正について（一般複合容器に係る改正等）

改正：令和 4 年 7 月 29 日／施行：令和 4 年 8 月 1 日（一部令和 5 年 1 月 29 日施行）

現在、一般複合容器について多様化が進んでいること等に鑑み、同容器の区分の新設や容器再検査期間の見直し等が行われた。また、地球温暖化対策の観点から低冷媒の利用が進んでおり、既存の FC 容器で対応できないケースがあることから、新たな FC 容器の追加等が行われた。

具体的には、一般複合容器について新たに「医療用酸素用一般複合容器」としての区分を設け、容器再検査期間を従来の「3 年」から「5 年」に見直し等を行い、また、温暖化係数の低い冷媒は圧力も高いこともあるため、耐圧試験圧力を 6 MPa とする新たな FC 容器医の類型が追加された。

これらの内容について、関係法令等の改正が行われた。

【改正省令等】

- ・ 容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）
- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715 保局第 1 号）

【参考資料】

改正内容へのリンク（経済産業省HP）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/08/20220802_kouatsu_1.html

○冷凍保安規則等の一部改正について（冷凍則大臣認定試験者制度の創設）

改正：令和4年9月12日／施行：令和4年10月1日

高圧ガス保安法第57条において、冷凍設備に用いる機器の製造を行う機器製造業者は、技術上の基準に従って機器を製造することと規定され、冷凍保安規則第64条第1号り又は第2号に規定する突合せ溶接部の機械試験又は耐圧試験において、冷媒設備が「試験に合格するものであること」が求められる。ただし、「経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認めた高圧ガス保安協会が行う試験に合格した場合は、この限りでない」と規定され、現在協会は、経済産業大臣に承認された試験基準に基づいた試験を行っている。

他方で現在、機器製造業者の殆どが、その製造事業所において品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001を取得しているなど、高度な品質管理体制を構築しており、技術進歩へ適切に対応し、自主保安を実施している。このため、今後は、冷凍則第64条第1号りただし書又は第2号ただし書に規定する協会が行う試験に代えて、機器製造業者であって、試験方法、試験設備、試験員等の状況を含めた品質管理体制が適切である旨経済産業大臣が認めた者が試験を行うことができることとする。なお、機器製造業者であって、適切な品質管理体制を有する者を経済産業大臣が厳格に審査することで、既存の高圧ガス保安協会による試験と同等の試験水準を確保することとする。

また、対象とする者については、冷凍則の改正に併せて制定する通達により、試験及び冷媒設備の区分ごとに申請することとし、法第57条の機器製造業者以外の冷媒設備のみを製造する者についても、品質管理体制が適切である者に限り、対象者とすることにより、さらなる制度の効率的な運用を図るものとする。

さらに、第一種製造者等が用いる冷凍設備の技術上の基準における耐圧試験の特例である協会が行う試験（冷凍保安規則第7条第1項第6号ただし書）についても、同様に、協会が行う試験に代えて、機器製造業者又は冷媒設備のみを製造する者であって、試験方法、試験設備、試験員等の状況を含めた品質管理体制が適切である旨経済産業大臣が認めた者が試験を行うことができることとする。

【改正省令等】

- ・ 冷凍則第7条第1項第6号、第64条第1号リ、同第2号
- ・ 冷凍則第7条第1項第6号又は第64条第1号リ若しくは同第2号の規定による試験を行う者の認定等について

【参考資料】

改正内容へのリンク（経済産業省HP）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/09/20220912_kouatsu_1.html

2. 各申請・届出に係る提出期限及び標準処理期間

各手続きに係る申請書・届出書は、法で定められている期限または北海道で定める標準処理期間を考慮したうえでご提出ください。

(標準処理期間：行政手続法第6条に基づき北海道が定めた、申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに要する期間)

1 高圧ガスの製造

| | |
|--------------------|--|
| ・ 高圧ガス製造許可申請 | 標準処理期間 25 日 |
| ・ 高圧ガス製造事業届 | 事業を開始する 20 日前まで |
| ・ 高圧ガス保安統括者届（代理者届） | 選任または解任後、遅滞なく |
| ・ 高圧ガス保安技術管理者等届 | その年の前年の 8 月 1 日からその年の 7 月 31 日までの期間内にした選任または解任について、当該期間終了後遅滞なく |
| ・ 高圧ガス保安主任者等届 | その年の前年の 8 月 1 日からその年の 7 月 31 日までの期間内にした選任または解任について、当該期間終了後遅滞なく |
| ・ 製造施設完成検査申請 | 標準処理期間 15 日 |
| ・ 危害予防規程届 | 制定または変更後 |
| ・ 高圧ガス製造開始届 | 高圧ガスの製造を開始したとき遅滞なく |
| ・ 高圧ガス製造廃止届 | 高圧ガスの製造を廃止したとき遅滞なく |
| ・ 保安検査申請書 | 標準処理期間 30 日 （保安検査申請から保安検査受検日までの期間が 60～31 日の場合はその期間） |
| ・ 保安検査受検届 | 保安検査証が交付された後、速やかに |
| ・ 高圧ガス製造施設休止届 | 高圧ガス製造施設の使用を休止した後、速やかに |
| ・ 製造事業承継届 | 第一種製造者または第二種製造者の地位を承継した後、遅滞なく |
| ・ 高圧ガス製造施設等変更許可申請 | 標準処理期間 20 日 |
| ・ 高圧ガス製造施設等変更届 | 変更しようとするとき、あらかじめ |
| ・ 高圧ガス製造施設軽微変更届 | 変更の工事完成後、遅滞なく |

2 高圧ガスの貯蔵

| | |
|-------------------|---------------------------------|
| ・ 第一種貯蔵所設置許可申請 | 標準処理期間 20 日 |
| ・ 第二種貯蔵所設置届 | 第二種貯蔵所へ高圧ガスを貯蔵するとき、あらかじめ |
| ・ 第一種貯蔵所位置等変更許可申請 | 標準処理期間 15 日 |
| ・ 第一種貯蔵所完成検査申請 | 標準処理期間 15 日 |
| ・ 第一種貯蔵所軽微変更届 | 変更の工事完成後、遅滞なく |
| ・ 第二種貯蔵所位置等変更届 | 変更しようとするとき、あらかじめ |
| ・ 第一種貯蔵所承継届 | 第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した後、遅滞なく |
| ・ 貯蔵所廃止届 | 用途を廃止したとき、遅滞なく |

3 高圧ガスの消費

| | |
|-------------------|-------------------------|
| ・ 特定高圧ガス消費届 | 消費開始の 20 日前まで |
| ・ 特定高圧ガス消費施設変更届 | 変更しようとするとき、あらかじめ |
| ・ 特定高圧ガス取扱主任者選解任届 | 選任または解任後、遅滞なく |
| ・ 特定高圧ガス消費者承継届 | 特定高圧ガス消費者の地位を承継した後、遅滞なく |
| ・ 特定高圧ガス消費廃止届 | 特定高圧ガスの消費を廃止したとき、遅滞なく |

4 高圧ガスの販売

| | |
|-------------------|--------------------|
| ・ 高圧ガス販売事業届 | 事業開始の日の 20 日前まで |
| ・ 販売に係る高圧ガスの種類変更届 | 変更したとき、遅滞なく |
| ・ 高圧ガス販売主任者選解任届 | 選任または解任後、遅滞なく |
| ・ 高圧ガス販売事業承継届 | 販売業者の地位を承継した後、遅滞なく |
| ・ 高圧ガス販売事業廃止届 | 販売の事業を廃止したとき、遅滞なく |

5 容器及びその附属品

| | |
|--------------------------|------------------------------|
| ・ 特別充てん許可申請 | 標準処理期間 15 日 |
| ・ 容器検査所登録申請 | 標準処理期間 15 日 |
| ・ 容器検査所登録更新申請 | 標準処理期間 15 日 |
| ・ 容器検査所廃止届 | 容器再検査又は附属品再検査の業務を廃止したとき、遅滞なく |
| ・ 検査主任者届 | 選任または解任後、遅滞なく |
| ・ 容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更 | 標準処理期間 15 日 |

6 輸入

| | |
|------------|-------------|
| ・ 輸入高圧ガス検査 | 標準処理期間 15 日 |
|------------|-------------|

7 冷凍

| | |
|-------------------|----------------------|
| ・ 高圧ガス製造許可申請 | 標準処理期間 25 日 |
| ・ 高圧ガス製造届 | 製造を開始する 20 日前まで |
| ・ 製造施設完成検査申請 | 標準処理期間 15 日 |
| ・ 冷凍保安責任者届（代理者届） | 選任または解任後、遅滞なく |
| ・ 危害予防規程届 | 制定または変更後 |
| ・ 高圧ガス製造開始届 | 高圧ガスの製造を開始したとき遅滞なく |
| ・ 高圧ガス製造廃止届 | 高圧ガスの製造を廃止したとき遅滞なく |
| ・ 製造事業承継届 | 第一種製造者の地位を承継した後、遅滞なく |
| ・ 高圧ガス製造施設等変更許可申請 | 標準処理期間 20 日 |
| ・ 高圧ガス製造施設等変更届 | 変更しようとするとき、あらかじめ |
| ・ 高圧ガス製造施設軽微変更届 | 変更の工事完成後、遅滞なく |
| ・ 保安検査受検届 | 保安検査証が交付された後、速やかに |

3. 各種申請・届出に対する注意事項

1 法人又は個人が申請者又は届出者の場合

法人、又は個人の場合は、代表権のある者（代表取締役等）の名義で申請・届出すること。また、代表権のない者の名（申請代理人―所長や工場長等）での申請・届出する場合は、代表者からの委任状を提出してください。

2 申請者又は届出者が国の機関及び地方公共団体の場合

ア 申請・届出名義人は、事務委任規則等の規定により当該事業所の財産管理権を有する者、又は当該申請・届出行為の執行権限を有する者等の機関代表でもかまいません。

イ 国の機関が申請者の場合は、高圧ガス保安法第4条の読み替え規定により、「許可」及び「認可」を「承認」と読み替えます。

3 法人組織等の変更

ア 有限会社から株式会社などに法人が組織変更する場合は、法人格の同一性が求められますので、法人名称等の変更の届出（法定外届）をしてください。

イ 個人名義の許可を受けた者が、法人に組織変更する場合には、法人の名義で新規に許可を受けることになります。

4 申請単位

事業所ごとに申請・届出を行うものとします。

5 申請書・届出書等の提出部数

正副2部を提出してください。なお、副本は、收受印を押印して申請者（届出者）に返却します。

6 申請書・届出書等の提出方法

来局又は郵送

※来局する場合は、担当者不在の場合がありますので、事前に連絡をお願いいたします。

※郵送による提出で控えが必要な場合は返信用封筒に切手を添付して同封していただくようお願いいたします。

7 申請書等書類記入の注意事項

- (1) 鉛筆やシャープペンシル、消えるボールペンなどでの記載は不可とします。
- (2) 名称は、法人にあっては登記簿上の法人名とし、個人にあっては、住民票上の氏名としてください
- (3) 住所は、法人にあっては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあっては住民登録の場所を記入してください。

8 受理証の廃止について

平成 13 年 4 月 1 日から受理証の作成及び申請者への交付を廃止しています。届出の受理にあたっては、2 部届出書提出いただいたうえ書面審査を行い、形式上の要件に適合していることを確認して、收受印を押印した届出書を返戻しています。

9 手続きに係る留意事項について

資料 2 に申請・届出についてまとめておりますのでご覧ください。

4. 手続きの押印・署名等の廃止について

令和 2 年 12 月 28 日付経済産業省令第 92 号により、押印を求める手続きの見直し等のため経済産業省関係省令の一部が改正されました。このことから、高圧ガス保安法においても申請書及び届書(法定様式)の押印は不要となっています。

なお、振興局から交付する書類(許可証、完成検査証等)における振興局長印の押印は継続されます。

5. 高圧ガス保安法関係手数料

申請に係る手数料は北海道収入証紙条例(昭和 39 年 4 月 1 日条例第 29 号)に基づき、北海道収入証紙により過不足のないように納付してください。

※適用除外

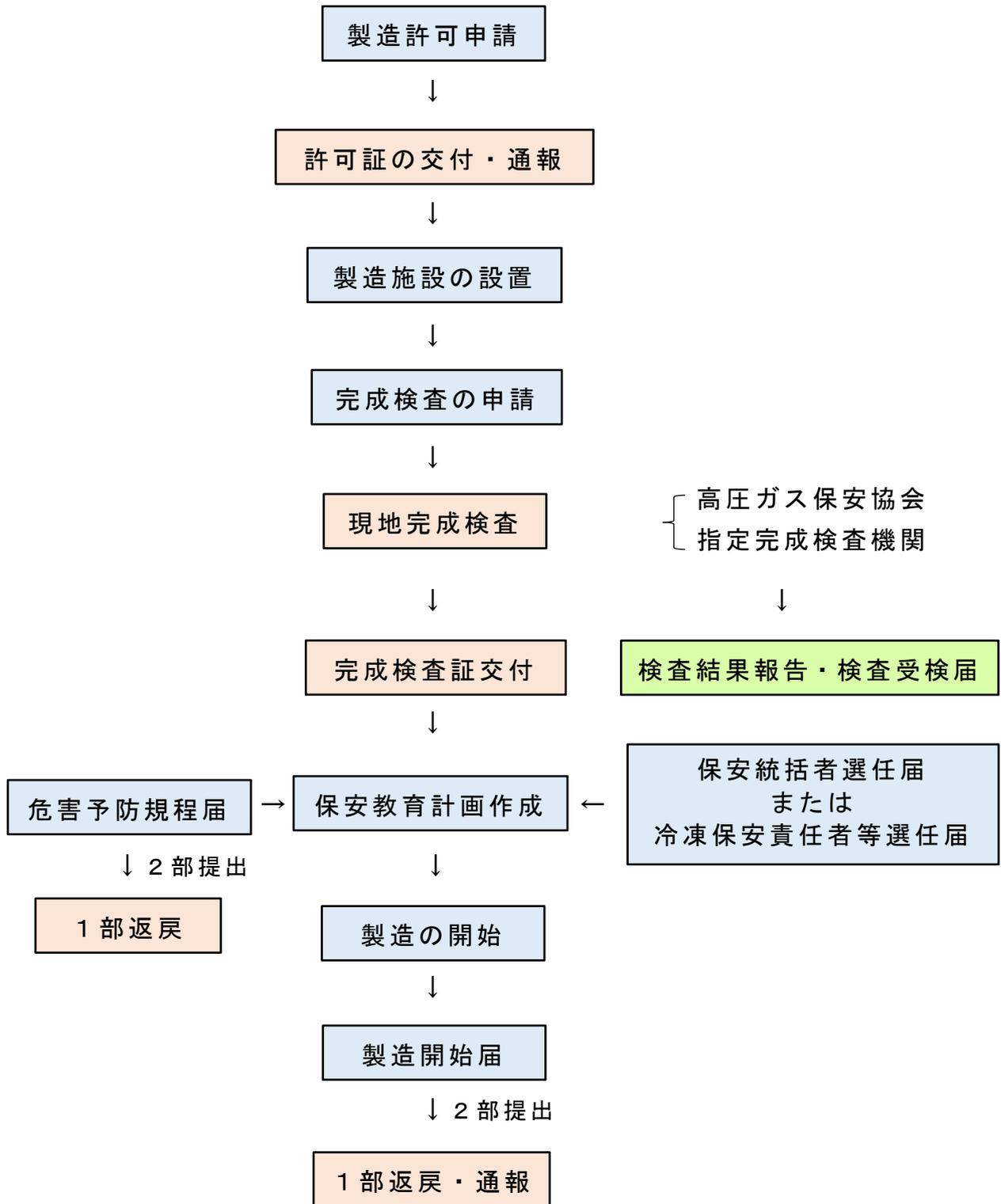
- 1 国の機関(立法・司法・行政の各機関)は、北海道経済部手数料条例の規定により手数料不要
- 2 道の機関についても北海道経済部手数料条例により手数料不要

※手数料の算定は高圧ガス保安法関係手数料令及び北海道経済部手数料条例の規定による

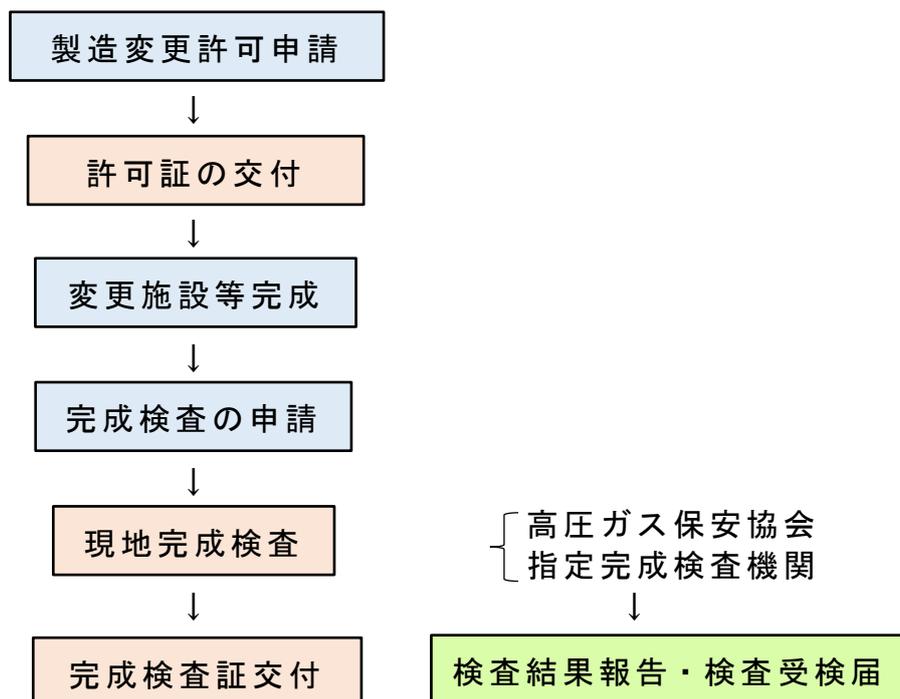
また、手数料の一覧については【別表】のとおりです。

6. 事務処理フローチャート

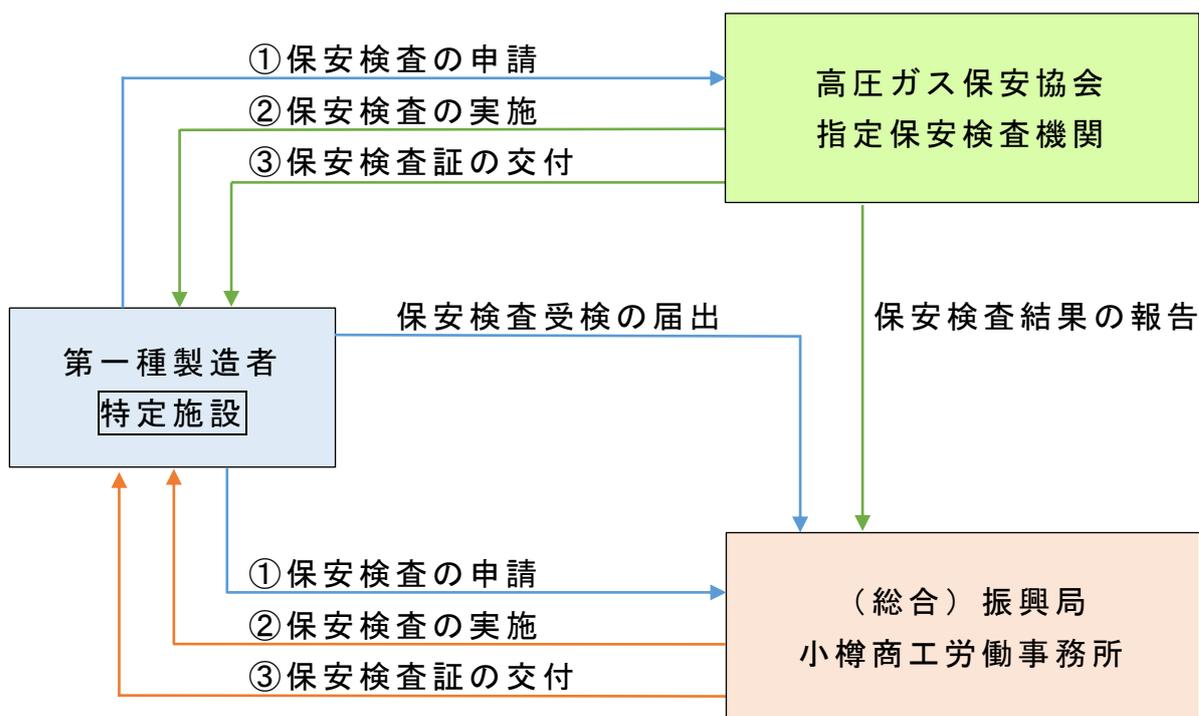
【製造許可関係の事務処理の代表例】



【製造変更許可関係の事務処理の代表例】



【保安検査申請における事務処理の代表例】



7. 事故届

高圧ガス保安法第 63 条

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第 6 条の液化石油ガス販売業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- 一 その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき
- 二 その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき

1 事故の定義

- ①設備等の爆発
- ②設備等の火災
- ③噴出・漏えい

※ただし、次の場合は除く

- 1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合
- 2) 完成検査、保安検査もしくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合。

- ④設備等の破裂・破壊
- ⑤喪失・盗難
- ⑥高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき
- ⑦その他

例) 消費中の二次発生物（一酸化炭素等）に起因する人命及び財産の被害、自然災害に起因する高圧ガス設備等の被害 等

- 移動式製造設備であって液化石油ガス法第 37 条の 4 の充填設備として許可を受けているもの（供給設備に接続しているもの又は充填設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）において事故が発生した場合にあっては、高圧法の事故に該当しないものとする。

2 事故の分類

(1) A級事故

- ① 死者 5名以上
- ② 死者及び重傷者 10名以上
- ③ 死者及び負傷者 30名以上
- ④ 大規模な物的被害（被害総額が5億円以上）
- ⑤ 大災害発生の危険・社会的影響が大きいと認められる事故

(2) B級事故

ア B1級事故

- ① 死者 1名以上4名以下
- ② 重傷者 2名以上9名以下
- ③ 負傷者 6名以上29名以下
- ④ 大規模な物的被害（被害総額が1億円以上5億円未満）

イ B2級事故

同一事業所においてC1級事故以上の事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したC1級事故（高圧ガスに係る事故に限る。）

(3) C級事故

ア C1級事故

- ① 人的被害（負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下）
- ② 爆発、火災又は破裂・破損等が発生した事故
- ③ 毒性ガスが漏えいした事故
- ④ ①から③までのほか、反応暴走、多量漏えいが発生した事故

イ C2級事故

C級事故のうちC1級事故以外の事故

3 事故が発生した際の報告

事故が発生した際は、事故の拡大防止に努めるとともに、速やかに電話による連絡をお願いします。

- (1) 北海道高圧ガス保安法関係事故措置要綱 別紙1（事故発生時における報告項目）により遅滞なく報告
- (2) ・事故届書
・高圧ガス事故等調査報告書（災害）または
高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）

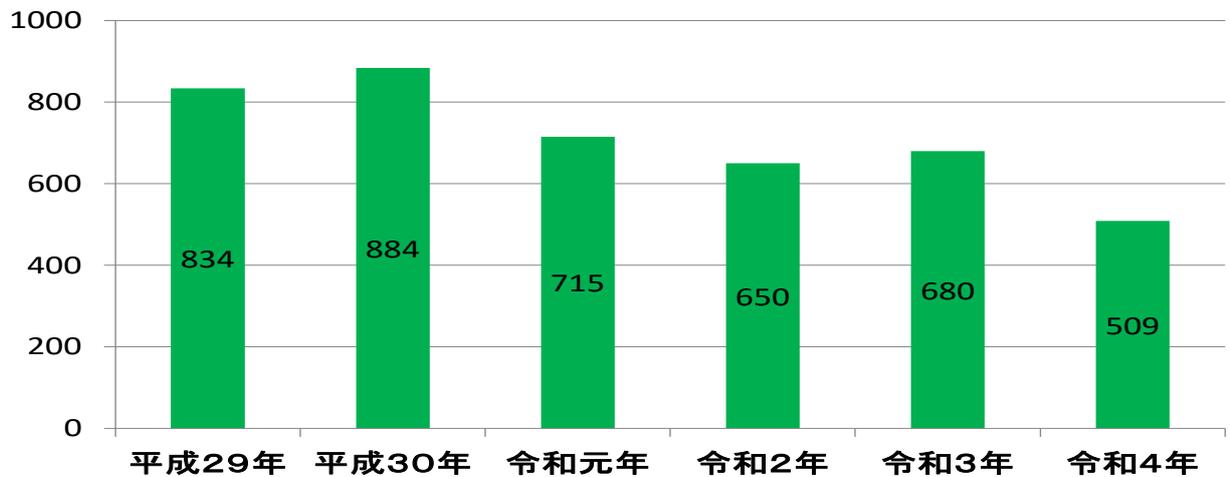
8. 事故統計

※高圧ガス保安協会HP引用
(令和4年は集計月までの累計数)

○最近の事故件数の推移（国内：H29～R4）

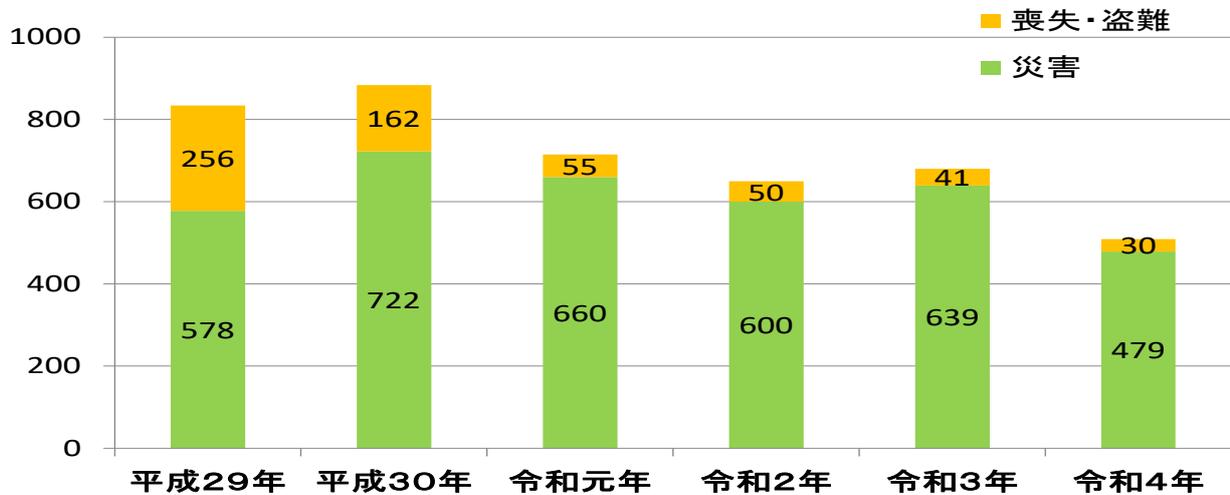
(1) 事故件数（総数）

→最近の事故は、平成30年をピークとして、横ばい状態となっている。



(令和4年9月末現在)

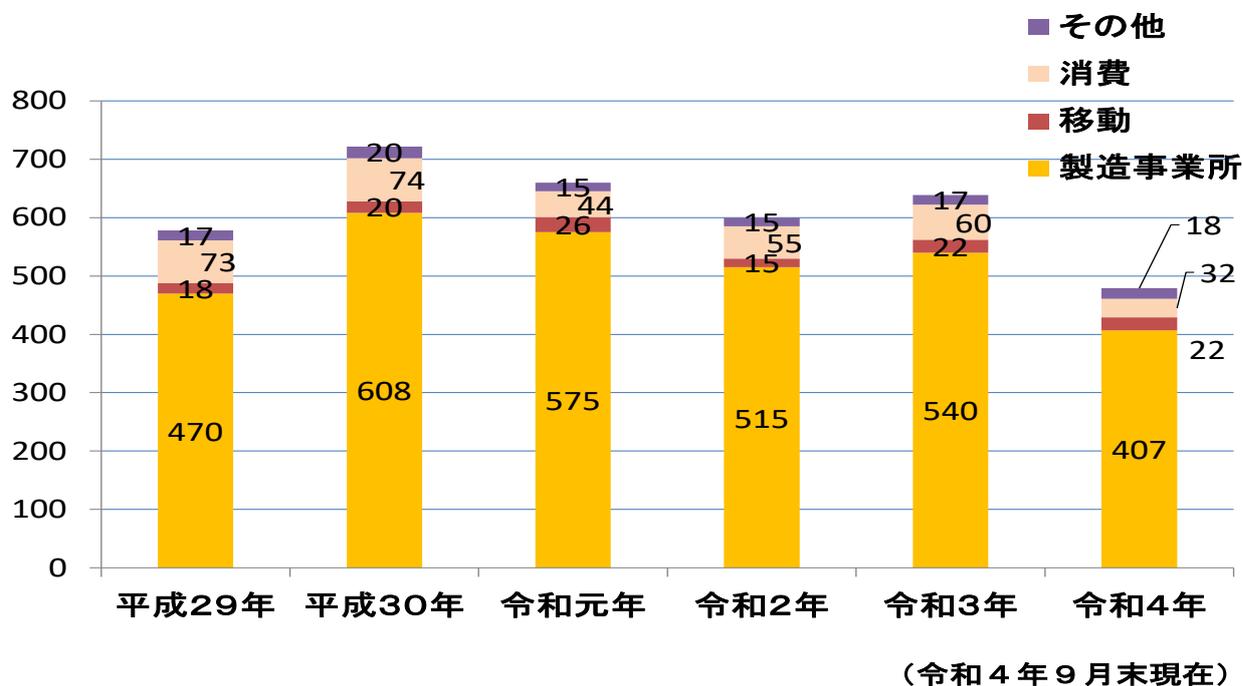
(2) 事故総数（分類別）



(令和4年9月末現在)

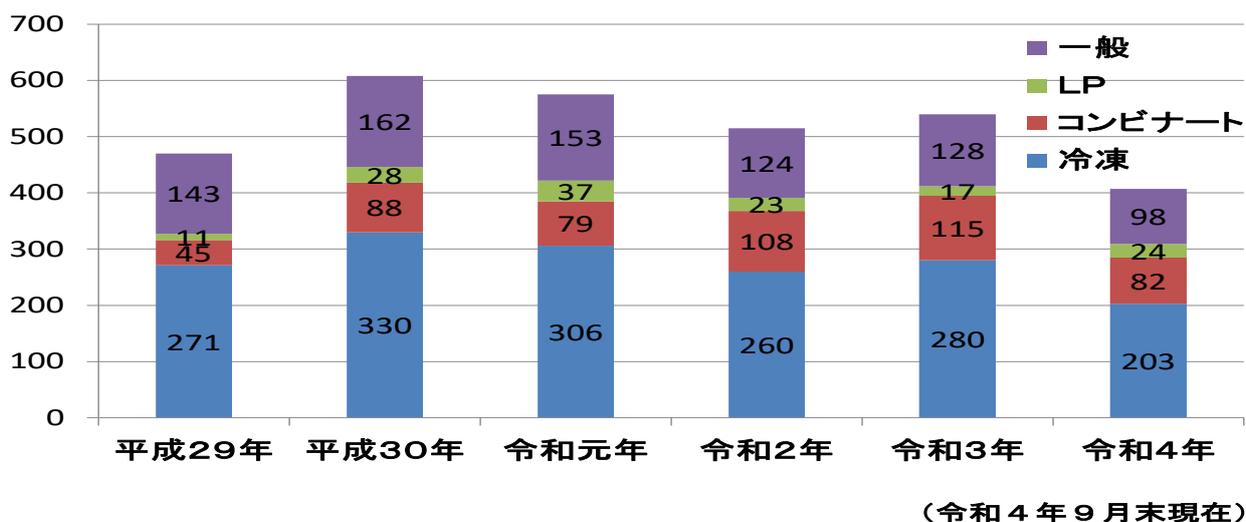
(3) 災害内訳

→ 高圧ガス事故の多くは、製造事業所で発生している。



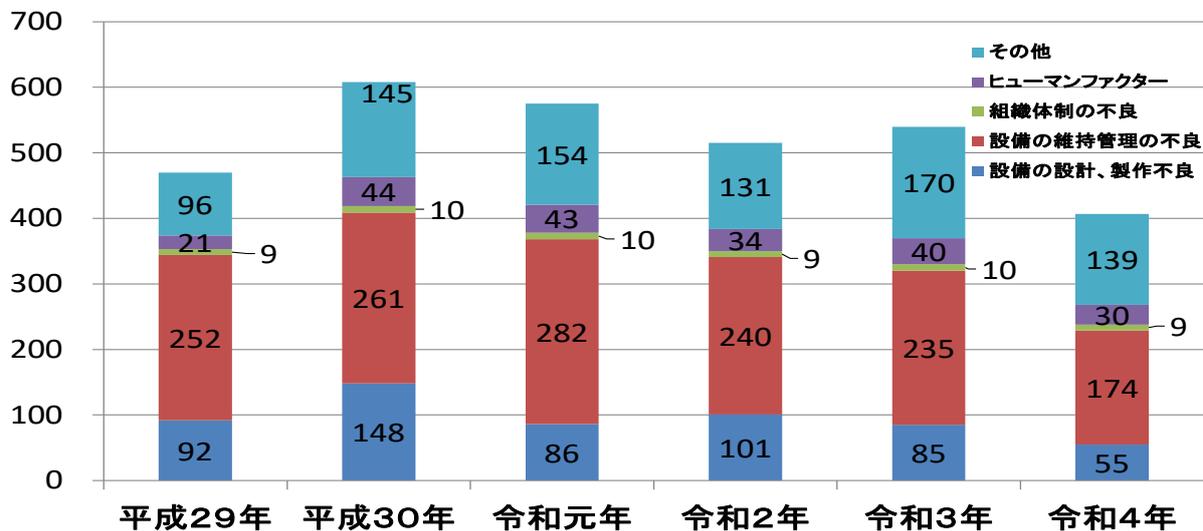
(4) 災害（製造事業所別内訳）

→ 最近の製造事業所における事故の半数以上を冷凍事業所が占めている。



(5) 製造事業所事故（原因別内訳）

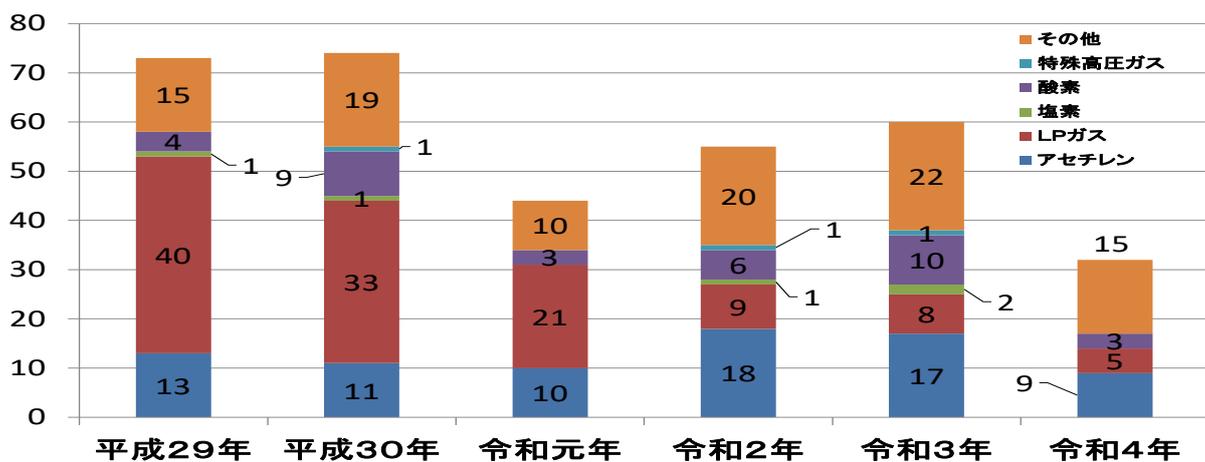
→ハード面では「設備の維持管理不良」、ソフト面では誤操作等「ヒューマンファクター」による事故原因が多い。



(令和4年9月末現在)

(6) 消費先事故（物質別内訳）

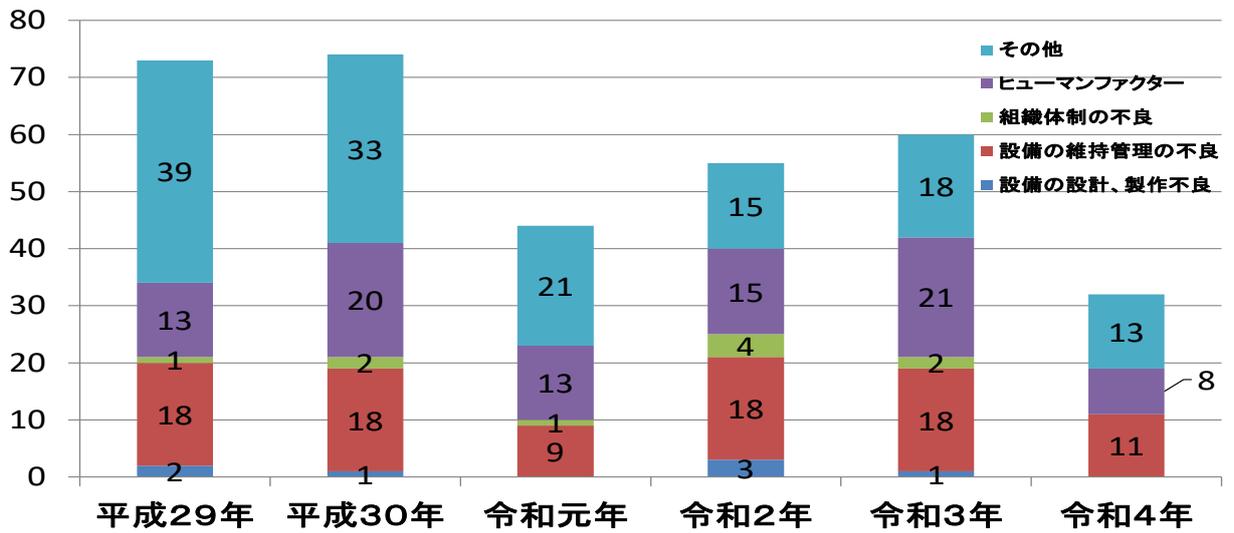
→製造事業所の次に多い消費先での事故では、LPガスが減り、アセチレンガスが増加している。



(令和4年9月末現在)

(7) 消費先事故（原因別内訳）

→製造事業所の場合と類似して、「設備の維持管理不良」「誤操作・誤判断」による事故が多くを占めている。



(令和4年9月末現在)

北海道内における高圧ガス事故発生状況(令和4年1~12月、容器の盗難等を除く)

| 整理番号 | 発生日時 | 発生場所 | 事故分類 | 事故現象 | 人的被害 | | | 物的被害 | 事故の概要 | 規制対象別(規則) | 発生原因 | 漏洩等の発生箇所 |
|------|----------------------|---------------------|------|--------------------|------|----|----|------|---|----------------|---------|------------------|
| | | | | | 死者 | 重傷 | 軽傷 | | | | | |
| 1 | R4. 2. 5 (11:05) | 稚内市 (鉄スクラップ卸売業) | C1 | 爆発 (アセチレン、酸素) | 0 | 1 | 0 | なし | 従業員がドラム缶の切断作業を行っていたところ、当該ドラム缶内部で爆発が発生し、底部が一部膨れ上がるように破断した。当該従業員は、破断したドラム缶底部の直撃を顎に受け、両顎関節の骨折及び歯を複数毀損したほか、その際の転倒により左肘も骨折、病院へ救急搬送された。 | 消費先 (一般則) | 不良行為 | 溶断対象のスクラップドラム缶 |
| 2 | R4. 2. 14 (13:14) | 札幌市 (運送) | G2 | 噴出・漏えい (液化石油ガス) | 0 | 0 | 0 | なし | 液化石油ガスバルクローリが札幌市内を走行中、路面マンホール上の凹み部分に進入したことで、車両下部が路面上の積雪部に接触し、その衝撃で液元弁フランジの締結部に緩みが生じ、当該箇所から液化石油ガス約3kgが漏えいした。液元弁を閉止するとともにフランジの締結部を増し締めすることで漏えいが停止した。 | 移動 (液石則) | 誤操作、誤判断 | 容器 (液元弁フランジ部) |
| 3 | R4. 2. 6 (12:21) | 大樹町 (宇宙開発事業) | C1 | 破裂 (窒素) | 0 | 0 | 0 | なし | ロケットに搭載する高圧ガス容器の性能検査を行うため、窒素ガスを用いた耐圧試験を行っていたところ、当該容器が破裂し飛散した。 | 製造事業所 (一般則) | 検査管理不良 | 容器本体 |
| 4 | R4. 2. 24 (15:40) | 音更町 (運送) | G2 | 漏えい (液化天然ガス) | 0 | 0 | 0 | なし | ローリー(移動式製造設備)により貯槽へ液化天然ガスを充てんしていたところ、ローリーのパージ弁下流の放出管から液状のガスが漏えいした。直ちにローリーの加圧を停止し、下部充填弁を閉止しようとしたが、漏えいが止まらず、当該充填弁に近づけない状況のため、加圧蒸発器出入口のバルブや緊急遮断弁を閉止したものの漏えいは止まらなかった。柄の長いハンドル回しにより下部充填弁を閉止したところ、漏えいが止まった。 | 製造事業所 (一般則) | 点検不良 | タンクローリー |
| 5 | R4. 5. 30 (15:00) | 別海町 (食品) | C1 | 漏えい (アンモニア) | 0 | 0 | 0 | なし | 担当者が設備日常点検時にアンモニア臭気を感じたため、直ちに冷凍機を停止させた。設備点検したところ、低圧アンモニア液ポンプの圧力計接続部よりアンモニアガスの漏洩が発生しているのを確認。その後、圧力計接続部のゆるみを締め、漏洩が収まったことを確認し、運転を再開した。 | 冷凍事業所 (冷凍則) | 締結管理不良 | 継手 |
| 6 | R4. 6. 29 (4:00) | 稚内市 (食品) | C1 | 漏えい (アンモニア) | 0 | 0 | 0 | なし | 24時間体制で稼働している冷凍機が、アンモニア漏えい検知装置の作動により異常停止した。警報を受けたオペレーター1名が現場点検を行ったところ、圧縮機のメカニカルシールからのアンモニア冷媒の微量漏えいが確認されたため、圧縮機の前後のバルブを全閉し、漏えいを止めた。 | 冷凍事業所 (冷凍則) | シール管理不良 | 圧縮機 |
| 7 | R4. 7. 24 (5:20) | 苫小牧市 (一般化学) | C1 | 漏えい (塩素) | 0 | 0 | 0 | なし | 液化塩素貯槽付近のガス漏えい検知器が発報したため、作業員が漏えい確認を実施したところ、当該貯槽下部ノズルと液面発信器の元弁のフランジ接合部より塩素ガスの漏えいを確認した。 | 製造事業所 (一般則) | 締結管理不良 | 継手 |
| 8 | R4. 7. 25 (7:40) | 共和町 (結晶、磁性材料の製造) | C1 | 漏えい (アンモニア) | 0 | 0 | 0 | なし | アンモニア消費設備を設置している建屋内でアンモニア臭がするのを従業員が確認、緊急遮断弁を閉止するとともに、建屋内の換気を行った。調査したところ、面積式流量計のテーパ管を締め付けているパッキンが硬化変形して、アンモニアガスが漏えいしていたことが確認された。 | 消費先 (一般則) | 設備管理不良 | 流量計 |
| 9 | R4. 7. 28 (10:30) | 苫小牧市 (一般化学) | B2 | 漏えい (塩素) | 0 | 0 | 0 | なし | 液化塩素ローリーへの充填中、作業員が塩素臭を感じたため、漏えい点検を実施したところ、液側ヘッダー除害配管のサポート付近より塩素ガスの漏えいを確認したため、除害ホースによる除害引き、液塩遮断弁の閉止、液ポンプの停止、配管内に残留している液化塩素のローリーへの圧送などを実施した。その後、漏えい箇所を調べたところ、配管とサポートの接触部が腐食し、配管にピンホールが発生していることが確認された。 ※1年以内にC1級以上の事故が再発したため、B2級事故として取扱い。 | 製造事業所 (一般則) | 腐食管理不良 | 配管 |

| 整理番号 | 発生日時 | 発生場所 | 事故分類 | 事故現象 | 人的被害 | | | 物的被害 | 事故の概要 | 規制対象別(規則) | 発生原因 | 漏洩等の発生箇所 |
|------|-----------------------|-----------------|------|------------------------|------|----|----|------|---|-----------------|---------|----------|
| | | | | | 死者 | 重傷 | 軽傷 | | | | | |
| 10 | R4. 8. 15 (9:00) | 本別町 (食品) | G2 | 漏えい (フルオロカーボン) | 0 | 0 | 0 | なし | 8月15日に冷凍機のサイトグラスからフラッシュガスが見えたため、運転を停止。翌16日、修理業者が検知液により点検したところ、蒸発器の銅管コイル部(U字ベンド部)から冷媒(R-22)の漏えいが発覚した。また、9月9日、漏えい箇所の修理のため冷凍機を確認したところ、ディストリビュータ配管からの漏えいも確認されたため、漏えいが確認された銅管コイル部及びディストリビュータを溶断し閉止した。 | 冷凍事業所 (冷凍則) | 腐食管理不良 | 蒸発器 |
| 11 | R4. 8. 29 (17:00) | 富良野市 (自動車販売) | G1 | 漏えい火災 (アセチレン、酸素) | 0 | 0 | 0 | なし | 自動車販売会社の社員が自社整備工場内でガス溶接作業を行っていたところ、燃料ガスホースが破裂し、噴出したアセチレンガスに引火。アセチレン容器弁付近でガスが燃え続けた。 | 消費先 (一般則) | 誤操作、誤判断 | 溶接機器 |
| 12 | R4. 12. 9 (9:00) | 稚内市 (食品) | B2 | 漏えい (アンモニア) | 0 | 0 | 0 | なし | 冷凍機の年次点検でエバコンファン交換作業中、作業者がアンモニア臭を感知したため、当該エバコンファン近辺のエバコンをアンモニア検知紙で調査したところ、エバコンのチューブから微量のアンモニアガスの漏えいを確認し、石けん水の塗布によりピンホール箇所を特定した。漏えい箇所の早急な修理・復旧が困難な状態であったため、圧縮機前後のバルブを全閉し、当該冷凍機の運転を禁止した。 ※1年以内にG1級以上の事故が再発したため、B2級事故として取扱い。 | 冷凍事業所 (冷凍則) | 腐食管理不良 | 凝縮器 |
| 13 | R4. 12. 20 (22:05) | 苫小牧市 (製油精製) | G1 | 漏えい火災 (ナフサと水素の混合ガス) | 0 | 0 | 0 | なし | 通常運転中であった脱硫重質ナフサの接触改質装置において、設備担当課の職員が現場巡回中に当該装置の熱交換器のチャンネル、チューブシート及びシールのフランジ接合部付近から小火炎が上がっているのを発見した。報告を受けた保安係員が火災箇所を確認後、計器室の宿直員に連絡。当該宿直員は、構内一斉放送を実施するとともに、当該装置の緊急停止措置を開始し、消防に通報した。設備の停止完了後、脱圧及び窒素置換を行いつつ、自営防災隊による発災部位への放水を実施し、鎮火を確認した。 | 製造事業所 (コンビ則) | 締結管理不良 | 熱交換器 |
| 14 | R4. 12. 27 (15:00) | 本別町 (食品) | G2 | 漏えい (フルオロカーボン) | 0 | 0 | 0 | なし | 冷凍機が不調であり、油圧異常を示すランプが点灯していたため、12月9日から運転を停止していた。12月27日、当該冷凍機のメーカー担当者が点検したところ、圧縮機上流のフランジ接合部からの冷媒ガスの漏えいが認められ、冷媒ガスが殆どなくなっていることを確認した。メーカー担当者は、当該フランジ接合部のガスケットを交換し、当該冷凍機の高圧部に窒素を充てんして気密試験を実施。年明けの1月4日までそのままの状態とした。1月4日に再びメーカー担当者が来訪し、冷凍機を確認したところ、アイスビルダーのチルド水槽内に配置された蒸発器コイルからの漏えいも確認した。 | 製造事業所 (冷凍則) | 締結管理不良 | 圧縮機、蒸発器 |

※上記のほか、高圧ガス容器の喪失・盗難が2件発生。

高圧ガス保安法関係手数料 (北海道経済部手数料条例抜粋)

(令和4年4月1日施行)

| 手数料を徴収する事務 | 手数料の名称 | 金額 | 徴収時期 |
|--|---------------|--|---------|
| 22 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査 | 高圧ガス製造許可申請手数料 | 次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | 許可申請のとき |
| | | ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者(イに掲げる者を除く。) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | |
| | | (ア) 処理容積(圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、23の項及び37の項において同じ。)が1,000万立方メートル以上の設備 560,000円 | |
| | | (イ) 処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 340,000円 | |
| | | (ウ) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 220,000円 | |
| | | (エ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備 140,000円 | |
| | | (オ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 110,000円 | |
| | | (カ) 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 86,000円 | |
| | | (キ) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 68,000円 | |
| | | (ク) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 54,000円 | |
| (ケ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 31,000円 | | | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | イ 同号に該当する者であって移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。23の項及び37の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | |
| | | (ア) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備 91,000円 | |
| | | (イ) 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 75,000円 | |
| | | (ウ) 処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備 60,000円 | |
| | | (エ) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 44,000円 | |
| | | (オ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備 27,000円 | |
| | | (カ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 21,000円 | |
| | | (キ) 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 16,000円 | |
| | | (ク) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 13,000円 | |
| | | (ケ) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 11,000円 | |
| | | (コ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 7,400円 | |
| | | | |

| | | | |
|---|-------------------|--|-----------|
| | | ウ 同条第1項第2号に該当する者次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | |
| | | (ア) 冷凍能力が 3,000トン以上の設備 110,000 円 | |
| | | (イ) 冷凍能力が 1,000トン以上 3,000トン未満の設備 87,000 円 | |
| | | (ウ) 冷凍能力が 300トン以上 1,000トン未満の設備 68,000 円 | |
| | | (エ) 冷凍能力が 100トン以上 300トン未満の設備 54,000 円 | |
| | | (オ) 冷凍能力が 20トン以上 100トン未満の設備 36,000 円 | |
| 23 高圧ガス保安法第 14 条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査 | 高圧ガス製造施設変更許可申請手数料 | 次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | 変更許可申請のとき |
| | | ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者(イに掲げる者を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | |
| | | (ア) 変更後の処理容積が変更前の処理容積(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。)に比して 1,000 万立方メートル以上増加する場合 370,000 円 | |
| | | (イ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 100 万立方メートル以上 1,000 万立方メートル未満増加する場合 220,000 円 | |
| | | (ウ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 50 万立方メートル以上 100 万立方メート | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | ル未満増加する場合 150,000円 | |
| | | (エ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合 93,000円 | |
| | | (オ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合 69,000円 | |
| | | (カ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合 61,000円 | |
| | | (キ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合 57,000円 | |
| | | (ク) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合 39,000円 | |
| | | (ケ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合 26,000円 | |
| | | (コ) その他の場合 16,000円 | |
| | | イ 同号に該当する同条第1項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | |
| | | (ア) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000万立方メートル以上増加する場合 65,000円 | |
| | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | (イ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加する場合 53,000円 | |
| | | (ウ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上500万立方メートル未満増加する場合 44,000円 | |
| | | (エ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合 31,000円 | |
| | | (オ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合 18,000円 | |
| | | (カ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合 14,000円 | |
| | | (キ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合 12,000円 | |
| | | (ク) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合 9,200円 | |
| | | (ケ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合 8,200円 | |
| | | (コ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メ | |

| | | | |
|---|-----------------|--|---------|
| | | 一トル未満増加する場合 5,100円 | |
| | | (サ) その他の場合 3,200円 | |
| | | ウ 同項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | |
| | | (ア) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。)に比して3,000トン以上増加する場合 69,000円 | |
| | | (イ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合 62,000円 | |
| | | (ウ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合 55,000円 | |
| | | (エ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合 38,000円 | |
| | | (オ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合 30,000円 | |
| | | (カ) その他の場合 16,000円 | |
| 24 高圧ガス保安法第16条第1項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 | 第一種貯蔵所設置許可申請手数料 | 25,000円 | 許可申請のとき |

| | | | |
|--|-------------------|---|-----------|
| 25 高圧ガス保安法第 19 条第 1 項の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査 | 第一種貯蔵所変更許可申請手数料 | ア 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合 14,000 円 | 変更許可申請のとき |
| | | イ その他の場合 11,000 円 | |
| 26 高圧ガス保安法第 20 条第 1 項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査 | 高圧ガス製造施設完成検査手数料 | 22 の項の第 3 欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 3 に相当する金額(高圧ガス保安法第 5 条第 1 項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)第 37 条の 3 第 1 項の完成検査を受け、同法第 37 条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100 円) | 検査申請のとき |
| 27 高圧ガス保安法第 20 条第 1 項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査 | 第一種貯蔵所完成検査手数料 | 18,750 円 | 検査申請のとき |
| 28 高圧ガス保安法第 20 条第 3 項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査 | 高圧ガス製造施設変更完成検査手数料 | 23 の項の第 3 欄に掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 3 に相当する金額(高圧ガス保安法第 14 条第 1 項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 3 第 1 項の完成検査を受け、同法第 37 条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100 円) | 検査申請のとき |

| | | | |
|--|-----------------|---|----------|
| 29 高圧ガス保安法第 20 条第3項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査 | 第一種貯蔵所変更完成検査手数料 | 25 の項の第3欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額 | 検査申請のとき |
| 30 高圧ガス保安法第 22 条第1項の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容器の検査 | 輸入高圧ガス検査手数料 | ア 容積 1,000 立方メートル以上(液化ガスにあっては、質量 10トン以上)の高圧ガスに係る検査 27,000 円 | 検査申請のとき |
| | | イ 容積 300 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満(液化ガスにあっては、質量3トン以上 10トン未満)の高圧ガスに係る 検査 21,000 円 | |
| | | ウ 容積 300 立方メートル未満(液化ガスにあっては、質量3トン未満)の高圧ガスに係る検査 13,000 円 | |
| 31 高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第 20 号)第 18 条第2項第1号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付 | 製造保安責任者免状交付手数料 | 3,400 円 | 交付申請のとき |
| 32 高圧ガス保安法施行令第 18 条第2項第1号の規定に基づく製造保安責任者免状の再交付 | 製造保安責任者免状再交付手数料 | 2,400 円 | 再交付申請のとき |
| 33 高圧ガス保安法第 29 条の規定に基づく販売主任者免状の交付 | 販売主任者免状交付手数料 | 3,400 円 | 交付申請のとき |
| 34 高圧ガス保安法第 29 条の規定に基づく販売主任者免状の再交付 | 販売主任者免状再交付手数料 | 2,400 円 | 再交付申請のとき |
| 35 高圧ガス保安法施行令第 18 条第2項第1号の規定に基づく高圧 | 製造保安責任者試験手数料 | ア 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 11,600 円 (行政手続等における情報通信 | 願書提出のとき |

| | | | |
|---|------------------------|--|----------------|
| <p>ガス保安法第 31 条第 2 項に規定する製造保安責任者試験の実施</p> | | <p>の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して願書を提出する場合(以下この項、次項及び 77 の項において「電子情報処理組織により願書を提出する場合」という。)にあつては、11,100 円)</p> | |
| | | <p>イ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,300 円 (電子情報処理組織により願書を提出する場合にあつては、9,800 円)</p> | |
| | | <p>ウ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 11,600 円 (電子情報処理組織により願書を提出する場合にあつては、11,100 円)</p> | |
| | | <p>エ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 11,600 円 (電子情報処理組織により願書を提出する場合にあつては、11,100 円)</p> | |
| | | <p>オ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,300 円 (電子情報処理組織により願書を提出する場合にあつては、9,800 円)</p> | |
| <p>36 高圧ガス保安法第 31 条第 2 項の規定に基づく販売主任者試験の実施</p> | <p>販売主任者試験 手数料</p> | <p>ア 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 9,000 円 (電子情報処理組織により願書を提出する場合にあつては、8,500 円)</p> | <p>願書提出のとき</p> |
| | | <p>イ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 7,200 円 (電子情報処理組織により願書を提出する場合にあつては、6,700 円)</p> | |

| 37 高圧ガス保安法第 35 条第 1 項の規定に基づく特定施設の保安検査 | 特定施設保安検査手数料 | 次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | 検査申請のとき |
|---------------------------------------|-------------|--|---------|
| | | ア 高圧ガス保安法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する同項の許可を受けた者（イに掲げる者を除く。）次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | |
| | | (ア) 処理容積が 1,000 万立方メートル以上の設備 610,000 円 | |
| | | (イ) 処理容積が 100 万立方メートル以上 1,000 万立方メートル未満の設備 370,000 円 | |
| | | (ウ) 処理容積が 50 万立方メートル以上 100 万立方メートル未満の設備 250,000 円 | |
| | | (エ) 処理容積が 10 万立方メートル以上 50 万立方メートル未満の設備 150,000 円 | |
| | | (オ) 処理容積が 2 万 5,000 立方メートル以上 10 万立方メートル未満の設備 120,000 円 | |
| | | (カ) 処理容積が 5,000 立方メートル以上 2 万 5,000 立方メートル未満の設備 95,000 円 | |
| | | (キ) 処理容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の設備 75,000 円 | |
| | | (ク) 処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備 60,000 円 | |
| | | (ケ) 処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備 33,000 円 | |
| | | イ 同号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | |
| | | (ア) 処理容積が 1,000 万立方メートル以上の設備 95,000 円 | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | (イ) 処理容積が 500 万立方メートル以上 1,000 万立方メートル未満の設備 80,000 円 | |
| | | (ウ) 処理容積が 100 万立方メートル以上 500 万立方メートル未満の設備 64,000 円 | |
| | | (エ) 処理容積が 50 万立方メートル以上 100 万立方メートル未満の設備 47,000 円 | |
| | | (オ) 処理容積が 10 万立方メートル以上 50 万立方メートル未満の設備 31,000 円 | |
| | | (カ) 処理容積が 2 万 5,000 立方メートル以上 10 万立方メートル未満の設備 22,000 円 | |
| | | (キ) 処理容積が 5,000 立方メートル以上 2 万 5,000 立方メートル未満の設備 20,000 円 | |
| | | (ク) 処理容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の設備 15,000 円 | |
| | | (ケ) 処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備 12,000 円 | |
| | | (コ) 処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備 7,700 円 | |
| | | ウ 同項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | |
| | | (ア) 冷凍能力が 3,000 トン以上の設備 120,000 円 | |
| | | (イ) 冷凍能力が 1,000 トン以上 3,000 トン未満の設備 95,000 円 | |
| | | (ウ) 冷凍能力が 300 トン以上 1,000 トン未満の設備 76,000 円 | |
| | | (エ) 冷凍能力が 100 トン以上 300 トン未満の設備 60,000 円 | |

| | | | |
|---|--------------|--|------------------|
| | | (オ) 冷凍能力が 20トン以上 100 トン未満の設備 42,000 円 | |
| 38 高圧ガス保安法施行 令第 18 条第 2 項第 3 号 の規定に基づく高圧ガス 保安法第 44 条第 1 項に 規定する容器検査又は 同令第 18 条第 2 項第 4 号の規定に基づく同法第 49 条第 1 項に規定する 容器再検査 | 容器検査等手数 料 | ア 温度零下 50 度以下の液化ガス を充てんするための容器に係る容 器検査又は容器再検査 次に掲 げる容器の区分に応じ、それぞれ 次に定める金額 | 検査又は再検査 申請のとき |
| | | (ア) 内容積 1,000 リットル以上の 容器 1 個につき 16,000 円に 1,000 リットル又は 1,000 リットル に満たない端数を増すごとに 1,600 円を加えた金額 | |
| | | (イ) 内容積 500 リットル以上 1,000 リットル未満の容器 1 個 につき 16,000 円 | |
| | | (ウ) 内容積 500 リットル未満の容 器 1 個につき 6,600 円 | |
| | | イ 繊維強化プラスチック複合容器 又は圧縮天然ガス自動車燃料装 置用容器(アに規定する容器を除 く。)に係る容器検査又は容器再 検査 次に掲げる容器の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額 | |
| | | (ア) 内容積 150 リットル以上の容 器 1 個につき 320 円に 10 リッ トル又は 10 リットルに満たない 端数を増すごとに 57 円を加え た金額 | |
| | | (イ) 内容積 30 リットル以上 150 リットル未満の容器 1 個につき 320 円 | |
| | | (ウ) 内容積 5 リットル以上 30 リッ トル未満の容器 1 個につき 260 円 | |
| | | (エ) 内容積 1 リットル以上 5 リット ル未満の容器 1 個につき 160 円 | |
| | | (オ) 内容積 1 リットル未満の容器 1 個につき 150 円 | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | ウ 高強度鋼容器(ア又はイに規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | |
| | | (ア) 内容積 30 リットル以上の容器 1個につき 220 円に 10 リットル又は 10 リットルに満たない端数を増すごとに 3 円を加えた金額 | |
| | | (イ) 内容積5リットル以上 30 リットル未満の容器 1個につき 210 円 | |
| | | (ウ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき 160 円 | |
| | | (エ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき 140 円 | |
| | | エ その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | |
| | | (ア) 内容積 1,000 リットル以上の容器 1個につき 7,100 円に 1,000 リットル又は 1,000 リットルに満たない端数を増すごとに 380 円を加えた金額 | |
| | | (イ) 内容積 500 リットル以上 1,000 リットル未満の容器 1個につき 7,100 円 | |
| | | (ウ) 内容積 150 リットル以上 500 リットル未満の容器 1個につき 800 円 | |
| | | (エ) 内容積 30 リットル以上 150 リットル未満の容器 1個につき 210 円 | |
| | | (オ) 内容積5リットル以上 30 リットル未満の容器 1個につき 170 円 | |

| | | | |
|---|---------------|--|---------------|
| | | (カ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき 110 円 | |
| | | (キ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき 80 円 | |
| 39 高圧ガス保安法施行令第 18 条第2項第6号の規定に基づく高圧ガス保安法第 49 条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第 18 条第2項第7号の規定に基づく同法第 49 条の4第1項に規定する附属品再検査 | 附属品検査等手数料 | ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | 検査又は再検査申請のとき |
| | | (ア) 内容積 150 リットル以上の容器 1個につき 31 円 | |
| | | (イ) 内容積 150 リットル未満の容器 1個につき 24 円 | |
| | | イ その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | |
| | | (ア) 内容積 1,000 リットル以上の容器 1個につき 1,100 円 | |
| | | (イ) 内容積 500 リットル以上 1,000 リットル未満の容器 1個につき 540 円 | |
| | | (ウ) 内容積 500 リットル未満の容器 1個につき 21 円 | |
| 40 高圧ガス保安法施行令第 18 条第2項第8号の規定に基づく高圧ガス保安法第 50 条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査 | 容器検査所登録等申請手数料 | 16,000 円 | 登録又は登録更新申請のとき |

| | | | |
|---|----------|---------|----------|
| 41 高圧ガス保安法施行令第 18 条第 2 項第 3 号の規定に基づく高圧ガス保安法第 54 条第 2 項に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等 | 容器刻印等手数料 | 1,400 円 | 刻印等申請のとき |
|---|----------|---------|----------|